

## [1] マイナ保険証をめぐる状況

マイナカード保有数 約9300万人 普及率約74.5% (2024/7/31時点)

マイナ保険証の登録数 約7371万枚 登録率79.4%(登録数/保有数) (6/30時点)

どちらもマイナポイント終了後は横ばい。ただし6割の人がマイナ保険証登録済。

### 1) 利用されないマイナ保険証⇒利用率が焦点に

\* オンライン資格確認等システム利用に占めるマイナ保険証利用率

3月5.47%→4月6.56%→5月7.72%→6月9.90%→7月11.13%

※レセプト件数ベース利用率(マイナ保険証の利用者数の合計÷レセプト枚数)では

3月4.94%→4月6.04%→5月7.28%(推計)→6月8.89%(推計) (中医協第592回総-6-2)

\* 厚労省・・・「マイナ保険証利用促進集中取組月間」5～7月

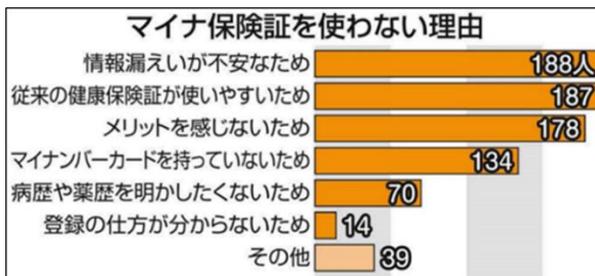
医療機関、薬局、保険者、事業者に利用率向上を迫る

\* 引き起こされたマイナ保険証強要のトラブルと厚労省の対応

健康保険証では薬を出さない、医療機関で受診に差別、執拗に登録を迫るetc

⇒メディアで批判受け、厚労省は「保険医療機関等において、被保険者証による確認を拒否し電子資格確認を強制するようなことは、適切ではない」と注意喚起

\* 利用されない理由 東京新聞読者アンケート (回答538人 2024/6/23) では



<https://www.tokyo-np.co.jp/article/334907>

厚労省はメリットとして「医療情報の閲覧ができる」ことを宣伝するが、「病歴や薬歴を明かしたくないため」を使わない理由とする回答が少なくない

### 2) 法令整備状況

\* 健康保険証省令改悪のパブリックコメント

5/24～6/22健康保険法施行規則から健康保険証の交付義務を削除する等の改正案のパブコメ⇒5万件超える意見? 省令改正7月上中旬予定が、8/27現在公表・省令改正されず

※国民健康保険等は2023年法改正で健康保険証交付規定を削除したが、健康保険法等は省令で交付義務が規定され、省令改正までは法的には健康保険証廃止は決まらない

\* 国民健康保険法などに関わる政令改正パブコメ (6/7～7/6 結果公表8/14) 606件意見

\* 自治体の国保条例改正←2023法改正で国民健康保険の短期保険者証廃止等

※立憲民主党が国会に提出している延期法案 (衆法第212回国会 5)

[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_gian.nsf/html/gian/keika/1DD9F32.htm](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/keika/1DD9F32.htm)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案要綱

## 一 被保険者証の廃止に関する改正規定の施行期日の改正

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号。以下「マイナンバー法等改正法」という。)のうち、被保険者証の廃止に関する改正規定の施行期日を「公布の日[令和5年6月9日]から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日」から「公布の日から起算して1年6月を経過した日以降において別に法律で定める日」に改めること。(マイナンバー法等改正法附則第1条新第5号関係)
- 2 1の「別に法律で定める日」については、医療保険各法等の規定による電子資格確認による被保険者及び被扶養者(以下「被保険者等」という。)であることの確認が安全かつ確実にされるための環境整備の状況、被保険者等が療養を受ける際の医療保険の被保険者証等の利用の状況、医療保険の被保険者証等の廃止が高齢者及び障害者をはじめとする被保険者等に支障を及ぼさないようにするための施策の策定の状況、医療保険の被保険者証等の廃止に関する国民世論の動向その他の事情を勘案して検討し、その結果に基づいて定められるものとする。

(マイナンバー法等改正法附則新第1条の2関係)

## 二 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行すること。(附則関係)
- 2 その他所要の規定の整理を行うこと。

## 3) 止まない資格確認のトラブルと厚労省の「対策」

資料1

- \* 「ひも付け誤り」対策は「完了」(2024/5/15社保審医療保険部会) 資料2

※マイナンバー未提出者等については別途対応

※自治体独自の医療費助成・公費負担との新たな情報連携(デジタル庁)

自治体・医療機関の情報連携基盤 PMH(Public Medical Hub)

資料3

- \* 医療保険資格が正しく表示されない等のトラブルは続いている

2024/5/15会計検査院報告⇒原因として医療保険関係情報の登録の遅延を指摘

厚労省は対応として「保険者にデータ登録の迅速化を求める」「データ登録が行われないまま受診することがないように保険者から加入者に徹底」

資料4

- \* 医療機関での対応⇒厚労省はマイナポータルか健康保険証で資格確認を求める 資料5

## 4) 医療現場等の状況

- \* 閉院の増加 現実化しつつある地域医療の破壊

- \* オンライン資格確認義務不存確認等請求訴訟 <https://www.hokeni.org/docs/2023030100012/>

東京保険医協会中心に保険医1,415人原告……次回第8回9/19⇒11月までに判決?

- ・健康保険法の委任がないのに省令(療養担当規則)で義務づけているのは違憲・違法
- ・委任があるとしても療養担当規則は健康保険法の委任の範囲を逸脱し違法
- ・①オンライン資格確認を行う②必要な体制を整備する 公法上の義務はないことの確認

- \* 介護現場でマイナ保険証に対応できない(申請・管理・受診)

「福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアル」ver2(2023/12)

## [2] 「12月1日健康保険証交付終了」に向けて

1) 交付済の健康保険証＝有効期限まで（最大1年間）使用可能

ただし有効期限内でも転職・転居等で失効することあり

2) 「資格確認書」の交付……健康保険証の代わりだが、健康保険証とは違う

・2022/10/13河野記者会見時には、デジタル庁は「マイナ保険証がなければ窓口で10割払いあとで還付する方法もある」←厚労省は「それは認められない」＝資格確認書交付へ

・2023年6月の健康保険法等法改正で新設

「電子資格確認を受けることができない状況にあるとき……資格に係る情報として厚生労働省令で定める事項を記載した書面の交付……を求めることができる。」(51条3)

「保険者は……必要があると認めるときは、当分の間、……職権で……書面を交付……することができる」(健康保険法附則第15条)

・2023年8月にマイナトラブルへの批判を受けて「運用」を変更(法令はそのまま)

2023年8月8日マイナンバー情報総点検本部「政策パッケージ」(資料2) 資料6

3) マイナ保険証の登録解除……10月から保険者で受け付け開始予定

当初(市町村の誤登録以外は)登録解除を認めず

⇒社保審医療保険部会(第174回2024/1/19)で利用登録解除方法を示す 資料7

マイナ保険証の利用登録者は、解除しないと「資格確認書」は原則交付されない 資料8

(例外)申請した高齢者・障害者など要配慮者、DV被害者など保険者が必要を認めた場合

4) 保険者の準備状況

\*協会けんぽ

・加入者に「資格情報のお知らせ」を送付9月～ 資料9

・発行済みの健康保険証は1年間有効(退職等で資格喪失しなければ2025/12/1まで)

・資格確認書の発行 資料10

新規取得者(2024/12/2以降)……資格取得届等に資格確認書希望有無欄

既存加入者……2025/9以降、保険者が必要と判断した場合発行

※協会けんぽ「健康保険証とマイナンバーカードの一体化(マイナ保険証)に関する制度説明資料」

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/~media/Files/kochi/201702280964/R6santei.pdf>

協会けんぽ大阪支部「マイナ保険証への移行にあたって」(2024.5)

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/~media/Files/osaka/kikaku/sonota/mainahokennsyouikou.pdf>

協会けんぽ岡山支部資料(2024.6)

[https://www.kyoukaikenpo.or.jp/file/R6.mainaokennsyouseitumei%20\(2\).pdf](https://www.kyoukaikenpo.or.jp/file/R6.mainaokennsyouseitumei%20(2).pdf)

\*地方自治体(国民健康保険)の状況

岩手県保険医協会(5月20日～5月31日 33自治体)

<https://hodanren.doc-net.or.jp/wp-content/uploads/2019/09/iwate.pdf>

長野県保険医協会(5月13日～7月19日 77市町村)

<https://hodianren.doc-net.or.jp/info/news/nagano0729/>

- ・国保加入でマイナ保険証登録者の、有効期間や電子証明書の失効時期を把握していない
- ・マイナ保険証の利用登録解除のシステム構築について、「まだ検討していない」「国の財政支援が分からず検討できない」「他システムとの連携で改修が難しい」「内容が複雑すぎて見通しがたたない」
- ・資格確認書の発行について、マイナ保険証利用登録者以外に送付とした以外に、全加入者に送付（岩手4、長野10）、申請者のみに発行（岩手3、長野16）も

### [3]マイナ保険証一本化の阻止に向けて

#### 1) 到達点と今後予想される動き

\* 2024年前半の取り組みの結果

- ・健康保険証を使い続けよう⇒利用促進集中取組月間終えて利用率を11.13%に押さえた
- ・保険証廃止の省令改正に反対⇒パブコメ5万件超の意見提出、省令改正が遅延している

\* 9月 協会けんぽ加入者4000万人に通知送付

自治体9月議会（第3定例会）←自治体からの取り組みを訴え

\* 10月～ マイナ保険証の登録解除開始

臨時国会？ 立憲民主党の延期法案の扱い

#### 2) 一人ひとりのできるごととして

- ・マイナンバーカードを持っていない人、マイナ保険証登録していない人に健康保険証を使い続けよう、マイナ保険証を作らない
- ・マイナ保険証登録をしている人に登録解除申請し「資格確認書」を使おう

#### 3) 地方自治体の役割は重要

- ・政府に対し健康保険証利用の存続・延長を求める（自治体議会意見書、首長の意見表明）
  - ・住民に対して、マイナ保険証を利用せずに保険診療を受けられることを周知
  - ・国保や後期高齢者医療の保険者として、資格確認書交付や登録解除の仕組み整備・周知を
- ※自治体議員への呼びかけ

#### 4) 保険者に対して

- ・マイナ保険証に誘導せず、資格確認書やマイナ保険証登録解除も周知を
- ・資格確認書、利用登録解除の仕組みの整備 漏れ・遅延が起きないか

※加入者全員に（マイナ保険証登録している人にも）資格確認書を発行することは？

#### 5) 厚労省、デジタル庁に対して

9/26 厚労省と総務省に対しヒアリング予定

#### 6) 世論喚起

資料① マイナ保険証のトラブルと厚労省の対応

医療機関等におけるマイナ保険証の利用時に生じる主な事象・課題への対応

主な事象・課題	解決に向けた対応
健康保険証は有効なのにマイナ保険証で「無効」と表示される 保険資格の確認ができず10割負担での請求を行う	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 転職や転居等により資格変更があった際に新しい資格情報が迅速に登録されるよう、昨年6月に省令改正を行い、資格取得の届出から5日以内（資格変更から10日以内）にシステム登録を求めているが、更に保険者に対し、迅速化を図るために改善計画の策定を求め、フォローアップ調査を実施。</li> <li>・ オン資未登録のままマイナ保険証を使ってしまう事態を回避するために、①データ登録までの期間の周知、②登録が終わったことを通知する仕組みを導入。</li> </ul>
顔認証付きカードリーダーが起動しない 顔認証付きカードリーダーで顔認証ができない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ カードリーダーの起動時の不具合は、顔認証付きカードリーダーやPC（資格確認端末）の日々のシャットダウン、スケジューラー機能の利用により、定期的に電源のオン・オフ（シャットダウン・再起動）を行うことで解消。</li> <li>・ 顔認証時の読み取りエラーは、カードを袋にいれたまま置く、カメラに近づき過ぎる、逆光や外光の影響を受けることなどが主な原因であり、エラー時の対応について周知。</li> </ul>
電子証明書の有効期限が切れるとマイナ保険証として使えなくなる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電子証明書の有効期間の3か月前からJ-LISより更新手続きのご案内が送付されるほか、有効期限満了日まで3か月以下の場合には顔認証付きカードリーダーの画面上で更新のアラート表示を行っている。</li> <li>・ 本年12月より、電子証明書の有効期間満了後3か月間は、引き続き資格確認を行えるよう対応。また、12月2日以降は、有効期限満了日から更新なく一定期間経過した場合には、資格確認書を職権交付。</li> </ul>
	<p>マイナナンバーカードでオンライン資格確認が行えない場合には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「資格(無効)」画面に表示された喪失済みの資格や過去の受診歴から確認した資格情報で請求を行うか、</li> <li>・ 被保険者番号等が不詳でも本人に資格申立書を記載いただき「不詳レセプト」として請求を行い、マイナ保険証を持参した患者に対して、紙の保険証の提示がなくとも適切な自己負担割合（3割等）の支払を求めよう周知。</li> </ul>

医療機関等におけるマイナ保険証の利用時に生じる主な事象・課題への対応

主な事象・課題	解決に向けた対応
過去に別人との紐付け誤りが報じられたこともあり、安心してマイナ保険証を利用できない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全ての登録済みデータ（1.6億件）について、住民基本台帳情報との突合を完了し、そのうち確認が必要なデータについて保険者等による確認作業も完了。</li> <li>・ 新規加入者の登録時に全てのデータについて住民基本台帳情報と突合するチェックシステムの仕組みを本年5月から実施。</li> </ul>
高齢者がうまくマイナ保険証を使えない、暗証番号を忘れて入力できない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 暗証番号の入力や顔認証が困難な場合には、目視モードによる資格確認も可能であり、引き続き周知。また、今後、来年春を目途としたシステム改修により、窓口での目視モードの操作を簡便化。</li> <li>・ 暗証番号を3回誤入力した場合でも、顔認証や目視モードの対応が可能。また、暗証番号を設定しない顔認証カードでもマイナ保険証としての利用が可能。</li> </ul>
顔認証付きカードリーダーがクリニックに1台しかないので待合室が混雑する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和5年度補正予算によるカードリーダーの増設補助を通じて、対象となる施設（※）では増設が可能。補助の要件としている利用件数の判定期間を本年3月から7月に延長。</li> <li>※ 昨年10月～本年7月のいずれかの月のマイナ保険証の利用件数が500件以上の施設が対象</li> <li>・ 同意の画面操作について、本年秋頃を目途に包括同意等を順次改善予定。</li> </ul>
通常の受付窓口以外で対応する方式（ドライブスルー形式等）をとっている薬局では、1台のカードリーダーで対応することになり、マイナ保険証での受付が困難	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療機関等の窓口において資格確認ができない場合として、居宅同意取得型（※）を活用したマイナ保険証による受付が可能。運用について9月頃までに提示予定。</li> <li>※ 診療/薬剤情報等の照会可能期間は、外来・往診と同様の取扱いとし、同意情報登録後24時間を想定。</li> </ul>
資格確認時に表示された情報に「●」が出る	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療機関等へのマニュアルで示しているとおり、カナ氏名を確認することによる受付や、「●」表記のままでもレセプト請求が可能であり、「●」表記のままや漢字に置き換えても返戻されない。</li> <li>・ 上記を再周知するとともに、レセコンやオンライン資格確認等システム、保険者システムの文字コードの違いを踏まえつつ、よく「●」表記となる漢字から修正を検討。</li> </ul>

※不具合等でお困りの際は、オンライン資格確認等コールセンター（0800-080-4583：通話無料）までお問い合わせ下さい。

（社保審医療保険部会第180回2024年7月3日資料2）

（参考）登録済みデータの確認作業の結果

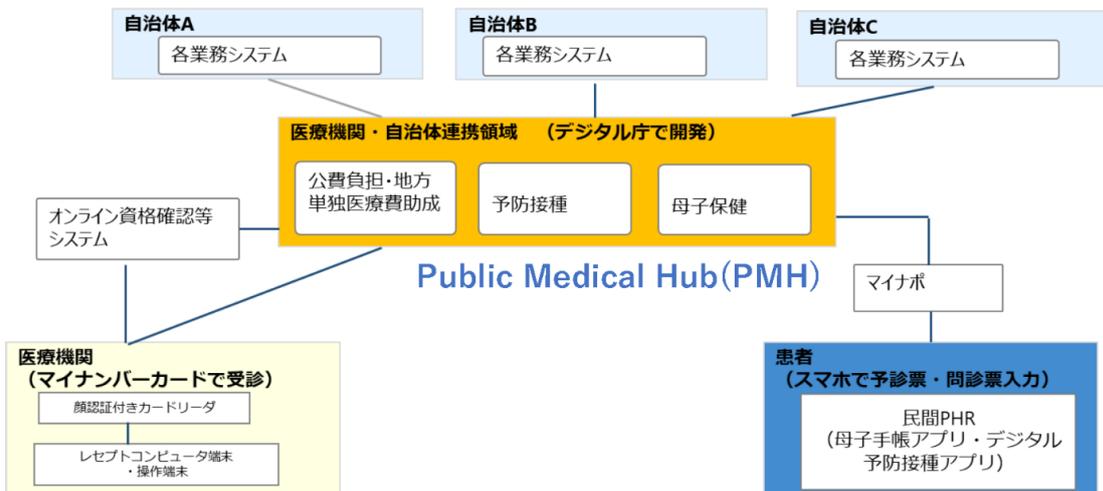
住基情報（J-LIS情報）との突合結果	令和5年		令和6年				
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月～
生年月日・性別不一致 ①：2,779件	<p>【全ての登録済みデータ（1.6億件）について、住民基本台帳情報との突合を完了。確認が必要な約139万件について閲覧停止をしたうえで、保険者等による確認作業を実施】</p> <p>→ 4月までに、①・②の不一致データの確認作業を終了し、確認済みの全てのデータについて閲覧停止を解除</p> <p>※ 検知された誤登録数：529件（注） （試行実施で検出されたものや、保険者の自己点検等で検知された誤登録を含む） （注） 4月25日に公表した保険者からの報告があった誤登録件数（545件）について、実施機関において確認したところ、報告誤り等により件数が減少</p>						<p><b>新誤入力チェックシステムの運用開始</b> 【5月7日～】</p> <p>→ データ登録時に全てのデータについて住民基本台帳情報との突合を行う</p>
氏名の不一致等 ②：約139万件							
全加入者（*）	<p>確認作業終了を踏まえ、安心してマイナ保険証をご利用いただけるよう、<b>原則全加入者に対して個人番号下4桁を送付</b></p> <p>・被用者保険：資格情報のお知らせ送付時 ・地域保険：保険証の更新時 等</p>						

\* 個人番号未提出者等については別途対応

6



参考：自治体・医療機関の情報連携基盤（システム構成図）



資料④ 会計検査院の指摘に対する厚労省の対応

保険者におけるデータ登録の迅速化と受診時のマイナ保険証による資格確認の円滑化に向けた対応

- 会計検査院「マイナンバー制度における地方公共団体による情報照会の実施状況について」(令和6年5月15日)において、現状に即した医療保険給付関係情報のデータ登録が行われていない旨の指摘がなされているとともに、現在、医療機関等の現場において、マイナ保険証を利用した際や、健康保険証で受診しオンライン資格確認端末で資格確認を行った際に、新資格が登録されていないことで「資格無効」となっているとの意見がある。
- このような状況を踏まえ、マイナ保険証の一層の利用促進とマイナ保険証を基本とする仕組みへの円滑な移行に向けて早期に状況が改善されるよう、保険者において以下について対策を行う。

1. 保険者におけるデータ登録の迅速化

保険者におけるデータ登録の迅速化のため、チェックリスト等を参考に事務フローの点検を行い、その結果に基づき改善計画を策定したうえで必要な取組を行うことを求める。

2. 受診時のマイナ保険証による資格確認の円滑化

マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行を進めるため、マイナ保険証により医療機関等を受診した際、データ登録が行われないまま受診することがないように、保険者等から加入者に対し、

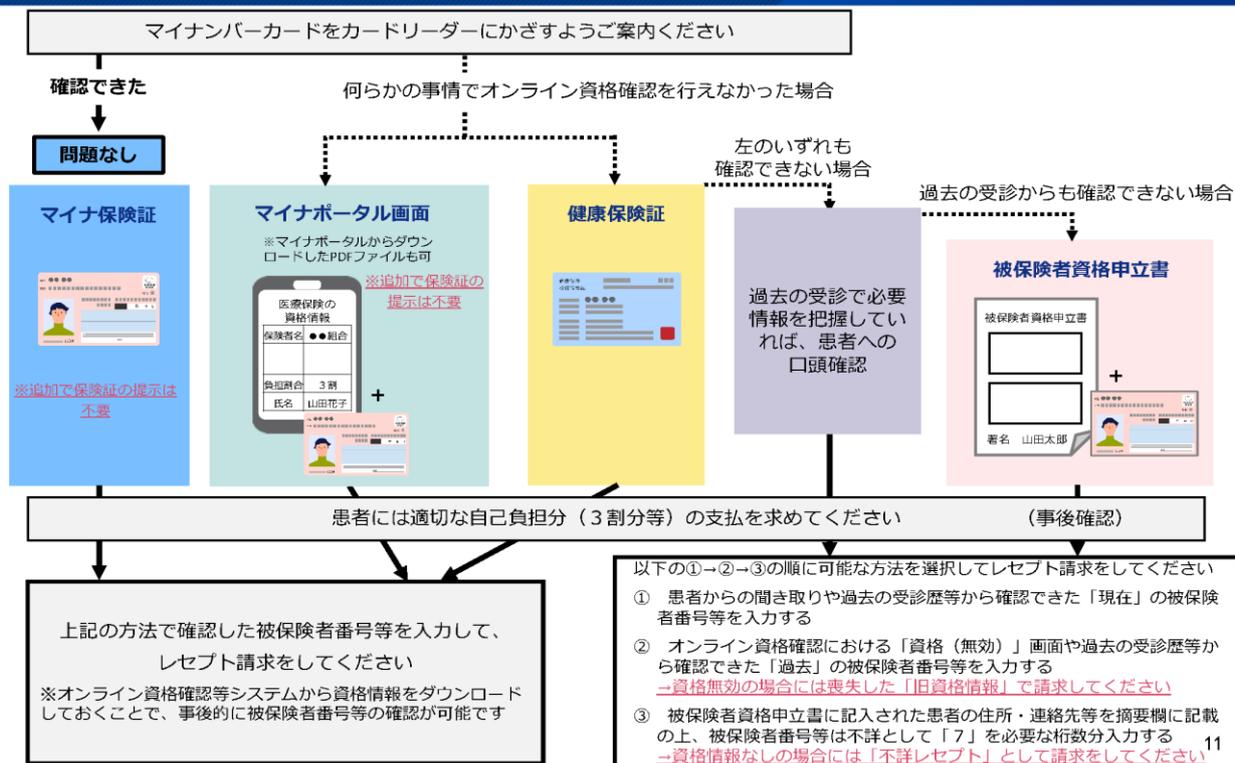
- ・ データ登録が完了しマイナ保険証が使えるようになるまでに要する期間の提示や、
- ・ データ登録が完了したことを資格情報のお知らせなどを利用して確実に知らせるなどの対応を徹底するよう求める。

⇒ 早期に状況が改善されるよう、1.の改善計画の策定状況と2.の対応状況につき、フォローアップ調査を実施

(社保審医療保険部会第179回2024年6月21日資料1)

資料⑤ オンライン資格確認ができなかった場合の対応

医療機関・薬局にマイナンバーカードを持参された方の資格確認とレセプト請求 (12月1日までの取扱い)



資料⑥ 「資格確認書」の取扱いの変更

2023/8/8マイナンバー情報総点検本部「政策パッケージ」資料2

令和6年秋の健康保険証廃止以降の資格確認書の取扱い

- 当分の間、マイナ保険証を保有していない方全てに資格確認書を申請によらず交付  
⇒ 加入者全員にマイナ保険証又は資格確認書を交付
- 資格確認書の有効期間は5年以内で保険者が設定（更新あり）

< 従前の方針案と課題 >

< 対応案 >

対象者・交付方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○原則、本人の申請に基づき交付 ※現在は、加入者全員に保険証を交付</li> <li>○要介護高齢者、障害者等の要配慮者が支援者による支援を受けて受診する際、マイナ保険証での受診が難しい場合がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当分の間、<b>マイナ保険証を保有していない方全てに申請によらず交付</b> ⇒<b>加入者全員にマイナ保険証又は資格確認書を交付</b></li> <li>○マイナ保険証を保有していても申請により資格確認書が交付された要配慮者について、継続的に必要と見込まれる場合には、更新時に申請によらず交付</li> <li>○一度登録した後も、マイナ保険証の利用登録の<b>解除を可能</b>とし、資格確認書を交付</li> </ul>
有効期間等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○1年間を上限 ・保険者の実務への影響大（現行の保険証） 被用者保険：原則有効期間なし 地域保険：2年の保険者もあり</li> <li>・被保険者の更新手続き負担大（要介護高齢者、障害者含め毎年手続発生）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現行の保険証の発行実務等（被用者保険の平均加入期間等）を踏まえつつ、不正使用等を防止 ⇒<b>5年以内</b>で保険者が設定（更新あり）</li> <li>○様式も、現行の実務・システムを活用 ⇒ サイズ：カード型（はがき型を含む） 材質：紙、プラスチック</li> </ul>

<https://www.digital.go.jp/councils/mynumber-all-check/ccc4719c-d557-4d61-873f-4c9627342e5d>

資料⑦ マイナ保険証の利用登録解除方法（厚労省資料）

資格確認書の切れ目のない交付について

第174回社会保障審議会  
医療保険部会（令和6年1月19日）  
資料1・一部更新（赤字）

健康保険証の廃止に際しては、マイナ保険証を保有しない方に、申請によらず資格確認書を発行することとしている。今後、必要なシステム改修等を実施し、以下のA～Cの方々などについて、申請によらず資格確認書を交付する。

A マイナンバーカードを取得していない方、健康保険証の利用登録をしていない方

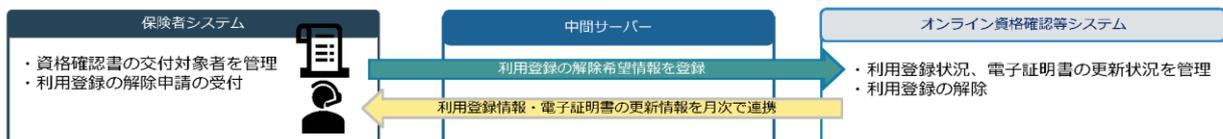
- 実施機関（社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会）は、オンライン資格確認等システムから対象者情報を**月次**で保険者へ連携【令和6年10月頃～】
- 保険者は対象者に資格確認書を交付

B マイナンバーカードの健康保険証利用登録を解除した方

- 利用登録の解除申請は保険者が受け付けることとする。【令和6年10月頃～】
- 申請を受け付けた保険者は申請者に資格確認書を交付するとともに、医療保険者等向け中間サーバーを通じて対象者情報をオンライン資格確認等システムへ連携。
- 申請から一定期間経過後（中間サーバーにおける申請受付の翌月末を想定）にオンライン資格確認等システムにおいて利用登録を解除。

C 電子証明書の更新を失念した方・マイナンバーカードを返納した方

- オンライン資格確認等システムから対象者情報を**月次（返納者情報は日次）**で保険者へ連携【令和6年10月頃～】
- 保険者は対象者に資格確認書を交付  
※ 電子証明書の更新を失念した方について、有効期限から**3ヶ月間**は手元にあるマイナンバーカードを活用して資格確認を可能とする予定。  
※ カードの返納者に対しては、返納手続の際に資格確認書の申請を併せて案内。



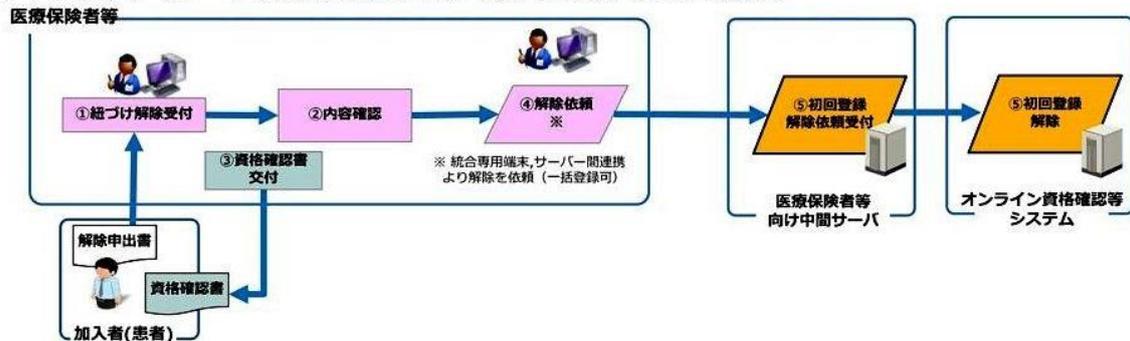
(注) 施行後最大1年間、現行の保険証が使用可能な方には、その間は、資格確認書を交付しない運用を想定。

資料⑦ マイナ保険証の利用登録解除方法（社会保険診療報酬支払基金資料）

（４）マイナンバーカードの健康保険証利用登録（初回登録）解除機能

- ・ マイナンバーカードの健康保険証利用登録について、加入者による任意の解除を可能とする。
- ・ マイナンバーカードの健康保険証利用登録解除を希望する加入者は、加入する医療保険者等に解除申請を行う。申請内容を受けて医療保険者等は資格確認書を交付するとともに、中間サーバーにマイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除依頼を行う。

■ マイナンバーカード保険証利用登録（初回登録）解除の流れ



【大まかな事務の流れ】

- ① 加入者からの利用登録の紐付け解除申請（任意様式）を受付
  - ② 申請内容を確認
  - ③ ②と同時に、資格確認書を発行し交付
  - ④ 利用登録の解除を依頼
  - ⑤ 保険者からの解除依頼を受け、マイナンバーカードの健康保険証利用登録の紐づけを解除
- ※マイナンバーカードの健康保険証利用登録状況は、月次で各医療保険者等に通知（オンデマンドで日次の照会も可能）

資料⑧ 資格確認書交付対象者（社会保険診療報酬支払基金資料）

① 資格確認書の切れ目のない交付事務の概要

- ・ 医療保険者等は、保険証一体化の制度施行後に、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない状態にある者に対して、資格確認書の職権交付を行う。
- ・ 資格確認書の職権交付対象者を以下の通り示す。

資格確認書の職権交付対象者

- ① マイナンバーカードの健康保険証利用登録がなされていない者（マイナンバーカードを取得していない者や返納した者を含む）
- ② マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者（マイナンバーカード本体の有効期限切れを含む）
- ③ マイナンバー未登録の者（医療保険者等が、個人番号の把握のための対応をした上で把握できない事情がある場合）
- ④ DV被害者などでマイナポータルや医療機関等で自己情報が閲覧できない設定がされている者
- ⑤ 申請により資格確認書が交付された要配慮者（マイナ保険証での受診が困難な高齢者や障害者）の資格確認書を更新する場合

【職権交付対象者のデータ連携について】

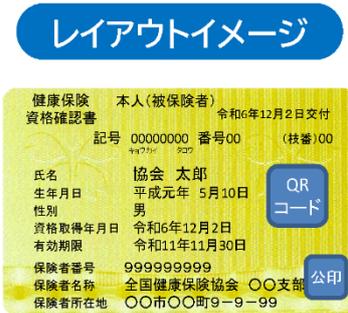
- ①②の者を把握できるよう、実施機関から各医療保険者等に対して、全加入者の利用登録情報・電子証明書の有効期限情報を、初回登録・有効期限状況一覧ファイルで月次で連携する。（①の者のうちマイナンバーカードを返納した者については日次で初回登録・有効期限状況一覧ファイルを連携する。）
- ③～⑤の者については、各保険者で把握・管理の上、申請によらずに資格確認書を交付するほか、
  - ・ マイナンバーカードを紛失した者、更新中の者
  - ・ マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が要配慮者等と同行して資格確認を補助する必要がある場合など、マイナ保険証での受診が困難な場合については、申請により資格確認書を交付する予定。
- 個々の加入者について個別に状況照会を行うことも可能（利用登録状況・マイナンバーカードの返納状況については、日次で情報更新）



## (参考) 協会において発行する資格確認書のイメージ

- 材質・サイズ・形状は健康保険証と同様(プラスチック製・カード型)です。
- 有効期間は4～5年です。  
1年単位の発行期間を設定し、発行期間ごとに同一の有効期限を設定するため、発行時期によって有効期限は4～5年になります。
- 資格確認書の記載事項は以下のとおりです

掲載面	記載事項
表面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記号・番号</li> <li>・枝番</li> <li>・氏名(漢字、フリガナ)</li> <li>・被保険者氏名</li> <li>・生年月日</li> <li>・本人・家族区分</li> <li>・被保険者/被扶養者</li> <li>・性別</li> <li>・QRコード</li> </ul> <p>※高齢受給者証等証明書の情報を実行同様、別証として発行するため資格確認書には負担区分を記載しない</p>
裏面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住所</li> <li>・備考欄(性同一性障害の方向けの性別対応は備考欄に記載予定)</li> <li>・注意事項欄</li> <li>・臓器提供意思表示欄</li> </ul>



2024/12/2以降の受診方法 (協会けんぽ岡山支部の資料より)

### 【参考】制度改正後の保険医療機関等の受診方法

No.	受診方法	使用可能機関	有効期限
①	健康保険証	全ての医療機関で使用可能	R7.12.1までの経過措置期間終了を以て使用不可
②	マイナ保険証	オンライン資格確認が可能な医療機関のみ使用可能	無
③	資格確認書	全ての医療機関で使用可能	最大で5年
④	マイナポータル (スマホ) + マイナンバーカード	全ての医療機関で使用可能 ※医療機関で受診するにはマイナ保険証によるオンライン資格確認が原則だが、オンライン資格確認不可の医療機関や、停電、ICチップ破損等有事の際には、スマホで資格情報画面を表示し、マイナンバーカードを提示することで医療機関の受診が可能。(スマホのみでの受診は不可)	無
⑤	マイナポータル (PDF) + マイナンバーカード	全ての医療機関で使用可能 ※④のケースで、マイナポータルから自身のスマホ等の端末にPDF形式で医療保険の資格情報を保存し、保存した資格情報をマイナンバーカードと共に提示することで医療機関の受診が可能。(資格情報のPDFのみでの受診は不可)	無
⑥	資格情報のお知らせ + マイナンバーカード	全ての医療機関で使用可能 ※④のケースでスマホ画面での表示が原則だが、スマホ対応が困難な方は資格情報のお知らせとマイナンバーカードを提示することで医療機関の受診が可能。(資格情報のお知らせのみでの受診は不可)	無

# これで安心！

# どうなる保険証？ あなたはどうすれば？

2024/8/31「どうなる保険証 どうする私たち」集会資料

あなた？	2024年10月？日 マイナ保険証登録解除開始	2024年12月1日 健康保険証新規交付終了	健康保険証の有効期限終了 健康保険証の失効(転職等)	2025年12月1日 健康保険証利用終了
マイナンバーカードを持っていない	健康保険証を使い続けましょう。マイナンバーカードの所持は任意です。	交付終了しても最大1年間は、健康保険証を利用できます。	健康保険証の代わりになる「資格確認書」が、(当分の間)申請不要で送られてきます。	
マイナンバーカードを持っているが、マイナ保険証を登録していない	健康保険証を使い続けましょう。マイナ保険証の利用は強制できません。厚労省も「保険医療機関等において、被保険者証による確認を拒否し電子資格確認(=マイナ保険証)を強制するようなのは、適切ではない」と言っています。	健康保険証の利用は強制できません。被保険者証による確認を拒否し電子資格確認(=マイナ保険証)の交付を受けられます。	健康保険証の代わりになる「資格確認書」が、(当分の間)申請不要で送られてきます。「資格確認書」の有効期間は5年以内で保険者が決めます。	
マイナポイントが欲しくて、マイナ保険証を登録したが、使いたくない	健康保険証を使いましょう。受診の際にマイナ保険証を使うか健康保険証を使うかは自由です。保険者(協会けんぽ、健保組合、自治体等)に登録解除を申請しましょう。登録解除すると、保険証の代わりになる「資格確認書」の交付を受けられます。(登録解除しても、マイナポイントを返せとは言われません)	健康保険証を使いましょう。受診の際にマイナ保険証を使うか健康保険証を使うかは自由です。保険者(協会けんぽ、健保組合、自治体等)に登録解除を申請しましょう。登録解除すると、保険証の代わりになる「資格確認書」の交付を受けられます。(登録解除しても、マイナポイントを返せとは言われません)	マイナ保険証の登録解除をしてあれば、健康保険証の代わりに「資格確認書」が、申請不要で送られてきます。 ※マイナ保険証の登録解除をしないと、原則として「資格確認書」は交付されません。	
マイナンバーカードを持っているが、不安だから返したい	健康保険証を使いましょう。交付終了しても最大1年間は利用できます。住所地の市区町村に、マイナンバーカードを返納しましょう。返納前に、マイナンバーカードや公金受取口座などの登録をしてあれば解除しましょう。マイナンバーカードを返納したことを、保険者に連絡しましょう。	健康保険証を使いましょう。交付終了しても最大1年間は利用できます。住所地の市区町村に、マイナンバーカードを返納しましょう。返納前に、マイナンバーカードや公金受取口座などの登録をしてあれば解除しましょう。マイナンバーカードを返納したことを、保険者に連絡しましょう。	マイナンバーカードを返納すれば、健康保険証の代わりに「資格確認書」が、(当分の間)申請不要で送られてきます(保険者に連絡しないと交付が遅れることあり)。	
マイナ保険証を持っているが、障害・高齢等で利用が困難	健康保険証を使い続けましょう。マイナ保険証を登録解除するか、保険者に、「資格確認書」の発行を相談(申請)しましょう。	交付終了しても最大1年間は、健康保険証を利用できます。	保険者が必要ありと認めれば、マイナ保険証を持っていても、「資格確認書」の交付を受けられます。施設等で「資格確認書」を管理してもらえば、マイナンバーカードを預ける必要はありません。	
不便でも、危なくともマイナ保険証を使いたい	マイナ保険証は受診のたびに提示が必要です。持参を忘れずにマイナンバーカードを他人に悪用されると、行政等の管理する個人情報などがダダ漏れします。持参歩きや暗証番号の管理に気をつけて。マイナ保険証では保険資格が正しく表示されないトラブルが続いています。確認のために健康保険証も持参を。マイナンバーカードは10年、マイナ保険証に使用する電子証明書は5年で更新手続きが必要です。マイナンバーカードは、マイナ保険証でも引き続き保険者に申請が必要です。忘れないように。	マイナ保険証は受診のたびに提示が必要です。持参を忘れずにマイナンバーカードを他人に悪用されると、行政等の管理する個人情報などがダダ漏れします。持参歩きや暗証番号の管理に気をつけて。マイナ保険証では保険資格が正しく表示されないトラブルが続いています。確認のために健康保険証も持参を。マイナンバーカードは10年、マイナ保険証に使用する電子証明書は5年で更新手続きが必要です。忘れないように。		

健康保険証を廃止しなければ、こんな面倒なことを考える必要ありません。健康保険証を存続させましょう！

「資格確認書」は当分の間は対象者に申請不要で交付されることになっていますが、またシステムのエラーがあるかもしれないかもしれません。念のため保険者に交付を確認しましょう。

## 健康保険証の存続等を求める意見書を可決した地方議会

2024年8月6日現在

---

合計184議会（県議会2、政令市議会3、区議会1、市議会70、町議会77、村議会31）、  
意見書191件

---

＊：議決された意見書の件名や報道記事からその趣旨を判断

▲：現行保険証とマイナ保険証の選択制・併用を求める意見書を可決

■（１）マイナンバーカードと健康保険証の一本化に反対する意見書、保険証の存続、保険証廃止の中止・見直し・延期、および現行の保険証とマイナ保険証との選択制を求める意見書を可決した地方議会

小計151議会（県議会1、政令市議会1、区議会1、市議会51、町議会68、村議会29）、  
意見書158件

- 【北海道】 札幌市、網走市、美唄市、伊達市、北広島市、森町＊、江差町、せたな町、南幌町、津別町、安平町、浦河町、新ひだか町＊、上士幌町、新得町、足寄町＊、標茶町（2件）＊
- 【青森県】 青森市▲、五所川原市、つがる市＊、鱒ヶ沢町＊、深浦町＊
- 【岩手県】 岩手県、北上市＊、久慈市、八幡平市、岩手町＊、紫波町、西和賀町、住田町＊、山田町＊、野田村＊
- 【宮城県】 気仙沼市▲、角田市、岩沼市＊、登米市＊、栗原市＊、色麻町＊
- 【秋田県】 北秋田市＊、小坂町＊、上小阿仁村＊、藤里町＊、五城目町＊、八郎潟町＊、井川町＊、羽後町＊、東成瀬村＊
- 【福島県】 喜多方市、大玉村、会津坂下町▲、金山町＊、会津美里町＊、西郷村、中島村＊、三春町＊、小野町＊
- 【栃木県】 塩谷町＊
- 【群馬県】 片品村、昭和村
- 【埼玉県】 北本市、八潮市、三芳町、越生町、鳩山町、皆野町＊
- 【千葉県】 東庄町▲、御宿町＊、鋸南町＊
- 【東京都】 渋谷区▲、調布市、小金井市、八丈町
- 【神奈川県】 鎌倉市、座間市（2件）、南足柄市、葉山町、愛川町
- 【新潟県】 胎内市、聖籠町、湯沢町＊
- 【山梨県】 都留市、上野原市
- 【長野県】 松本市、安曇野市（2023年9月に2件）、南相木村＊、北相木村＊、軽井沢町、御代田町、立科町、青木村、長和町、富士見町、原村、飯綱町、南箕輪村、宮田村、阿南町、下條村、天龍村＊、泰阜村、王滝村＊、大桑村＊、麻績村＊、山形村＊、朝日村＊、池田町（2023年12月に2件）、松川村＊、白馬村、小布施町、小川村＊、栄村
- 【愛知県】 設楽町＊
- 【三重県】 四日市市▲、伊賀市▲
- 【京都府】 向日市、長岡京市、精華町（2件）

- 【大阪府】 貝塚市
- 【兵庫県】 川西市
- 【奈良県】 河合町
- 【広島県】 尾道市、庄原市
- 【徳島県】 吉野川市、三好市、那賀町
- 【香川県】 三木町\*
- 【高知県】 安芸市、南国市▲、須崎市▲、芸西村、いの町\*
- 【福岡県】 田川市（2件）、柳川市、八女市▲、筑後市、行橋市、中間市（2件）、小竹町\*、鞍手町\*、糸田町\*、みやこ町\*
- 【佐賀県】 鳥栖市、神埼市
- 【長崎県】 時津町、新上五島町▲
- 【宮崎県】 国富町、綾町
- 【鹿児島県】 垂水市\*
- 【沖縄県】 大宜味村\*、北谷町、中城村\*

- （2）マイナンバーカード・マイナ保険証を前提にその安全の確保・信頼の回復・マイナンバーカードの取得が間に合わない人たちに対する特段の配慮を求める意見書を可決した地方議会

小計14議会（県議会1、政令市議会1、市議会10、町議会1、村議会1）、意見書14件

- |                    |                |
|--------------------|----------------|
| 【北海道】 小樽市、釧路市、ニセコ町 | 【滋賀県】 湖南市、東近江市 |
| 【福島県】 葛尾村*         | 【徳島県】 徳島県      |
| 【埼玉県】 上尾市、白岡市      | 【香川県】 丸亀市      |
| 【新潟県】 新潟市          | 【大分県】 中津市      |
| 【長野県】 駒ヶ根市、大町市     |                |

- （3）上記（1）・（2）両方の趣旨を含む意見書を可決した地方議会

小計19議会（政令市議会1、市議会9、町議会8、村議会1）、意見書19件

- |                                      |             |
|--------------------------------------|-------------|
| 【山形県】 天童市▲、南陽市▲、河北町▲、西川町*▲、川西町▲、庄内町▲ |             |
| 【千葉県】 神崎町▲                           | 【大阪府】 富田林市▲ |
| 【神奈川県】 海老名市▲                         | 【奈良県】 大和高田市 |
| 【新潟県】 見附市                            | 【広島県】 廿日市市  |
| 【長野県】 飯島町、野沢温泉村                      | 【福岡県】 直方市   |
| 【静岡県】 静岡市                            | 【鹿児島県】 枕崎市  |
| 【滋賀県】 竜王町*、愛荘町                       |             |

共通番号いらないネットのwebサイトに概要を掲載しています。  
健康保険証の存続等を求める意見書を可決した  
地方議会とその概要

<http://www.bango-iranai.net/news/newsView.php?n=357>

⇒

